

令和7年1月23日

令和6年度第2回臨時松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和6年度第2回臨時松本市教育委員会付議案件

[議案]

第1号 令和7年度市立小中学校の授業日数について

第2号 松本市学校給食費の改定について

[報告]

第1号 学校給食のアレルギー対応食における事故について

[その他]

議案第 1 号

令和7年度市立小中学校の授業日数について

1 趣旨

学校教育法施行令第29条及び学習指導要領における規定に基づき、令和7年度の市立小中学校の授業日数について、次のとおり設定することについて協議するものです。

2 令和7年度市立小中学校の年間授業日数

令和6年度までは「205±2日」でしたが、「205日±3日」とし、併せて、「年間授業時数は、1015時間※から1085時間※までとする」と付記することとします。

※ 文部科学省は、年間授業時数の下限（「標準授業時数」と表現）として1015時間、上限（標準授業時数を「大幅に上回る」と表現）として1086時間という数値を示しています。

3 年間授業日数を変更する理由

- (1) 令和6年12月10日校長会では、教育委員会が年間授業日数の目安を示すにあたり、「会合のない5時間授業の日を増やす（年間授業日数が増える）ことで、教員のゆとりを確保し、子どもと向き合う時間の質を向上させたいため、「205±2日」の幅をさらに弾力的なものにしてほしい」という要望が出されました。
- (2) 全国的には、別紙1のように、小学校高学年及び中学校において、6時間授業の日を減らし、5時間授業の日を増やすことで（授業日数は増えることになる）、児童生徒の体力的な負担を軽減させ、ゆとりある教育課程を編成して学びの質を保証したり、教員の早期退勤が進んだりしたという報告がなされています。
- (3) 長野県は、他県と比べて学校行事が多いため、年間授業日数も多いという現状があります。しかし、コロナ禍及び教職員の働き方改革推進の流れの中で、学校行事等の見直しが進み、年間授業日数は減少しています。
- (4) 別冊「令和6年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査（令和6年12月25日付文部科学省）」によると、「災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態においては、実施した授業時数が標準授業時数（小学校5年から中学校3年までは1015時間）を下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものではない」とことが強調されています。この記述は、いわゆる「余剰時間」を過度に確保することで、いたずらに年間授業時数や年間授業日数を増やすことがないように、学校を所管する教育委員会に対して注意喚起を行うものです。また、文部科学省は、「標準授業時数を大幅に上回る時数」として1086時間という具体的な数字を挙げています。
- (5) 文部科学省は、令和6年12月25日に中教審へ、次の学習指導要領改訂に向けた検討を諮問しました。今回の諮問で強調されたことは、画一的な教

育から脱した「柔軟な教育課程」のあり方です。文部科学省は今後、子どもたちが誰一人取り残されない、多様な子どもたちを包摂するような柔軟な教育課程の編成、環境整備を先導的に実施している学校の事例集をまとめる予定です。

- (6) 以上のことから、各校がより弾力的に教育課程を編成できるよう、年間授業日数の幅を広げるとともに、実質的に重要な年間授業時数の幅を付記することで、余剰時間の適切な運用に結び付けられるようにしたいと考えます。

3 年間授業日数設定に当たっての根拠及び留意点

- (1) 「学校教育法施行令」第29条の規定において、公立学校の学期及び休業日数は、教育委員会が定めることとされています。また「松本市立幼稚園、小・中学校管理規則」第3条の2では、政令第29条の規定による夏季、冬季及び学年末等における休業日は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、校長が定めることとされています。
- (2) 学校長は、学習指導要領における教育課程の履修時間に加え、クラブ活動（小学校）、児童会・生徒会活動、入学式・卒業式、遠足、集団宿泊活動、運動会、文化祭、ボランティア活動等、教育課程以外に必要な日数又は時数を加味して休業日を決定します。
- (3) 「小学校学習指導要領」及び「中学校学習指導要領」においては、各教科、特別の教科道徳、特別活動及び総合的な学習の時間の授業は、年間35週以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が、児童の負担過重にならないようにすることとされています。
- (4) 災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態においては、実施した授業時数が標準授業時数を下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものではありません。
- (5) 令和6年度長野県の年間授業日数は、207日以下の小学校が98.0%（205日以下は79.1%）、中学校が95.7%（205日以下は74.1%）です。

| 日数 | 204以下 | 205日 | 206日 | 207日 | 208日 | 209以上 | 合計 |
|--------|-------|-------|-------|------|------|-------|-----|
| 小学校 | 192 | 84 | 59 | 7 | 6 | 1 | 349 |
| 構成比(%) | 55.0% | 24.1% | 16.9% | 2.0% | 1.7% | 0.3% | |
| 中学校 | 96 | 39 | 23 | 16 | 5 | 3 | 182 |
| 構成比(%) | 52.7% | 21.4% | 12.6% | 8.8% | 2.7% | 1.6% | |

(令和6年度長野県学校経営概要のまとめより)

- (6) 令和6年度市立小学校、中学校の授業日数及び長野市、塩尻市、安曇野市の授業日数の目安は別紙2のとおりです。

令和6年度松本市の授業日数は207日以下の小学校が100.0%（205日以下は96.4%）、中学校が100.0%（205日以下は100.0%）です。松本市は、全県に比べて、授業日数が205日より多い学校が少ないと言えます。

4 今後の予定

設定した年間授業日数に基づき、各校が教育課程・年間指導計画を編成し、教育委員会に提出することとします。

5 その他

令和7年度入学式は4月4日(金)、小学校卒業式は3月16日(月)、中学校卒業式は3月18日(水)に、小中併設校卒業式はどちらかで行います。

担当

学校教育課 課長 清沢 卓子

学校支援室 室長 坂口 俊樹

電話 33-4397



全国的に取組が広がっている取組事例③

日課表の見直し② ～下校時刻を早めて執務時間を確保～

小学校高学年・中学校において、6時間授業は週2日まで（茨城県守谷市）

【守谷型カリキュラム・マネジメント】

- 市内統一のカリキュラム編成の工夫として、小中学校において、夏季休業の5日間の短縮（8/26授業開始）、始業式・終業式後の授業実施、創立記念日・県民の日の授業日への変更により、13日間（70コマ分）を生み出し、**6時間授業は週2日までに限定（週3日は5時間授業）**。
- 放課後の時間を生み出したことにより、教員の早期退勤が進み、**時間外勤務月45時間以下を達成した学校も出ている**。

| プラン未実施 | | プラン実施 | |
|--------|-----|--------|----|
| | 授業 | | 授業 |
| 1学期始業式 | なし | 前期始業式 | 有休 |
| + | 終業式 | →授業日 | 有休 |
| 2学期始業式 | なし | →授業日 | 有休 |
| 運営の授業日 | 有 | 前期終業式 | 有休 |
| + | 有 | 後期始業式 | 有休 |
| + | 終業式 | →授業日 | 有休 |
| 3学期始業式 | なし | →授業日 | 有休 |
| 卒業式 | なし | →午後授業 | 有休 |
| 年度末終了式 | なし | 年度末終了式 | なし |

【1日5時間授業で教職員の勤務スタイルが変わる】

- 小学校では、授業準備や研修に充てられる放課後の時間が、1週間で135分（2時間15分）増える。
- 中学校では、部活動の終了時刻が早まることにより、放課後の時間が1週間で180分（3時間）増える。

【「働き方改革」と「学習効果の最大化」「安全・安心の確保」を目指す】

- 児童側からも、小学生の体力を考慮して、毎日6時間授業による負担の回避やゆとりある教育課程を編成して学びの質を保証することができる。
- 児童生徒の帰宅時間の遅れを回避でき、安全・安心の確保にも寄与する。

児童生徒及び教師の日常の負担の平準化（週3日の5時間授業）

| 小学校 標準日課 | | | | | | 中学校 標準日課 | | | | | |
|----------|---|---|---|---|---|----------|--|---|---|---|---|
| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
| | 朝の会 | | | | | | 朝の会 | | | | |
| 1 | ～下校時刻にBYC（昼食）～ 4時間下校 14:00 5時間下校 15:00 6時間下校 15:45 | | | | | 1 | ～下校時刻にBYC（昼食）～ 5時間下校 15:00 6時間下校 16:00 | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | |
| | 昼食・昼休み | | | | | | 昼食・昼休み | | | | |
| 5 | 4時間下校 5時間下校 1-6年 6時間下校 3-6年 | | | | | 5 | 部活動終了時刻（平日の日安） 5時間 6時間 3～9月 17:00 18:00 10、2月 17:00 17:30 11、12、1月 17:00 | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | |

令和6年度各校の授業日数

別紙2

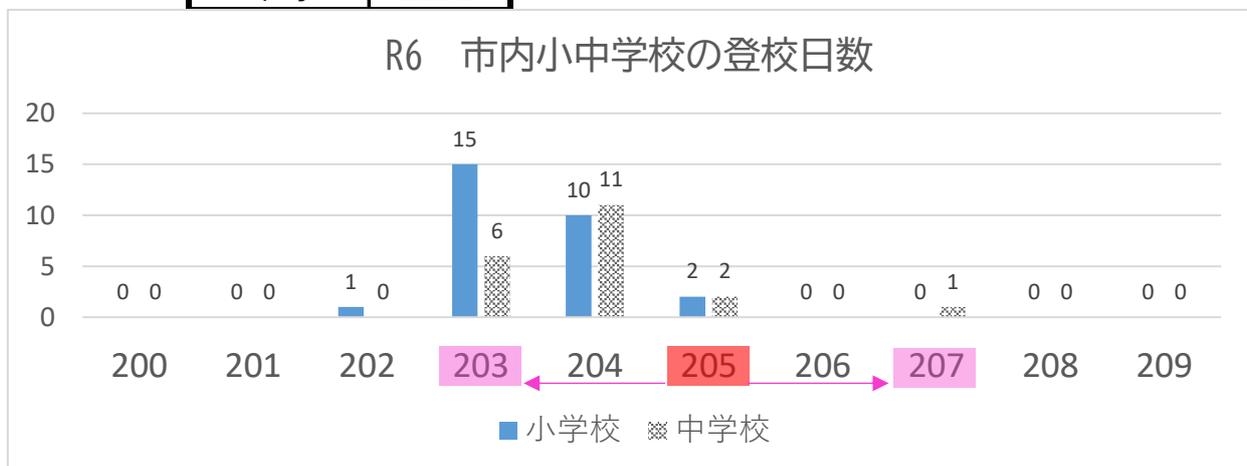
| 小 | 学校番号 | 学校名 | 授業日数 |
|---|------|------|-------|
| 1 | 1 | 開智小 | 204 |
| 1 | 2 | 源池小 | 203 |
| 1 | 3 | 筑摩小 | 203 |
| 1 | 4 | 旭町小 | 205 |
| 1 | 5 | 田川小 | 203 |
| 1 | 6 | 鎌田小 | 204 |
| 1 | 7 | 清水小 | 203 |
| 1 | 8 | 島内小 | 203 |
| 1 | 9 | 中山小 | 204 |
| 1 | 10 | 島立小 | 203 |
| 1 | 11 | 芝沢小 | 203 |
| 1 | 12 | 菅野小 | 202 |
| 1 | 13 | 芳川小 | 204 |
| 1 | 14 | 寿小 | 204 |
| 1 | 15 | 岡田小 | 204 |
| 1 | 16 | 山辺小 | 203 |
| 1 | 17 | 今井小 | 203 |
| 1 | 18 | 開明小 | 204 |
| 1 | 19 | 明善小 | 203 |
| 1 | 20 | 本郷小 | 204 |
| 1 | 21 | 二子小 | 204 |
| 1 | 22 | 並柳小 | 203 |
| 1 | 23 | 四賀小 | 203 |
| 1 | 24 | 安曇小 | 204 |
| 1 | 25 | 大野川小 | 203 |
| 1 | 26 | 奈川小 | 205 |
| 1 | 27 | 梓川小 | 203 |
| 1 | 28 | 波田小 | 203 |
| | | 平均 | 203.5 |

| 中 | 学校番号 | 学校名 | 授業日数 |
|---|------|------|-------|
| 2 | 1 | 清水中 | 203 |
| 2 | 2 | 鎌田中 | 204 |
| 2 | 3 | 丸ノ内中 | 205 |
| 2 | 4 | 旭町中 | 203 |
| 2 | 5 | 松島中 | 204 |
| 2 | 6 | 高綱中 | 203 |
| 2 | 7 | 菅野中 | 204 |
| 2 | 8 | 筑摩野中 | 204 |
| 2 | 9 | 山辺中 | 204 |
| 2 | 10 | 開成中 | 203 |
| 2 | 11 | 女鳥羽中 | 204 |
| 2 | 12 | 明善中 | 205 |
| 2 | 13 | 信明中 | 207 |
| 2 | 14 | 会田中 | 204 |
| 2 | 15 | 安曇中 | 204 |
| 2 | 16 | 大野川中 | 203 |
| 2 | 17 | 奈川中 | 204 |
| 2 | 18 | 梓川中 | 204 |
| 2 | 19 | 波田中 | 204 |
| 3 | 20 | 鉢盛中 | 203 |
| | | 平均 | 204.0 |

| 市名 | 授業日数 |
|--------|---------|
| 長野市※1 | 201~208 |
| 塩尻市※2 | 203±2 |
| 安曇野市※2 | 205を基本 |

※1…特に市より基準は示していない。

※2…目安は示すが、学校の裁量を重視する。



| |
|----------|
| 教育委員会資料 |
| 7. 1. 23 |
| 学校給食課 |

議案第 2 号

松本市学校給食費の改定について

1 趣旨

令和7年1月10日付け松本市教育委員会諮問第2号で松本市学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という）に諮問し、1月17日に答申のあった学校給食費の改定について協議するものです。

2 経過

7. 1. 10 教育委員会から運営委員会へ諮問
 17 運営委員会で答申について協議、決定

3 答申書

別紙のとおり

4 答申内容

(1) 令和7年4月からの松本市学校給食費について

ア 令和7年4月からの学校給食費の1食あたりの金額を以下のとおりとされたい。

| 区 分 | 現行 | 改定額 | 値上額 |
|-----|------|------|-----|
| 小学生 | 312円 | 324円 | 12円 |
| 中学生 | 372円 | 387円 | 15円 |

イ 昨年からの物価の急激な上昇により主食（精米、小麦）、牛乳、油類以外にも広範囲にわたり給食食材が高騰しており、今後さらなる物価上昇が予想される。また、献立の工夫や食材の仕入れに伴うコストダウン等の努力をしてくれているが限界となっていることから、給食費の値上げはやむを得ないものとする。

(2) 要望事項

ア 給食費の改定にあたっては、可能な限り保護者の負担が増えないような配慮をお願いしたい。

イ 成長期の児童生徒のために、質を落とさず必要な栄養価を満たした給食を安定的に提供して欲しい。

ウ 一般財源で補填する場合は、他の教育費の減額につながらないようにお願いしたい。

5 改定案

令和7年4月から、学校給食費1食あたりの金額を、上記4の(1)アの表中、改定額のとおりとする。

6 今後の対応

- (1) 保護者負担額については市長部局と協議します。
- (2) 適切な時期に保護者へ周知します。
- (3) 次期開催の庁議及び市議会経済文教委員協議会に報告します。

| | |
|----|-----------|
| 担当 | 学校給食課 |
| | 課長 百瀬 功三 |
| | (内線 2477) |

答申第1号
令和7年1月17日

松本市教育委員会 様

松本市学校給食センター運営委員会
委員長 大和 正秀

松本市学校給食センター条例第5条第2項に基づく諮問について（答申）

令和6年1月10日付教育委員会諮問第2号により諮問のありました、令和7年4月からの松本市学校給食費について、下記のとおり答申します。

記

1 令和7年4月からの松本市学校給食費について

(1) 令和7年度からの学校給食費の1食あたりの金額を以下のとおりとされたい。

| 区分 | 現行 | 改定額 | 値上額 |
|-----|------|------|-----|
| 小学生 | 312円 | 324円 | 12円 |
| 中学生 | 372円 | 387円 | 15円 |

(2) 昨年からの物価の急激な上昇により主食（精米、小麦）、牛乳、油類以外にも広範囲にわたり給食食材が高騰しており、今後さらなる物価上昇が予想される。また、献立の工夫や食材の仕入れに伴うコストダウン等の努力をしてくれているが限界となっていることから、給食費の値上げはやむを得ないものとする。

2 要望事項

- (1) 給食費の改定にあたっては、可能な限り保護者の負担が増えないような配慮をお願いしたい。
- (2) 成長期の児童生徒のために、質を落とさず必要な栄養価を満たした給食を安定的に提供してほしい。
- (3) 一般財源で補填する場合は、他の教育費の減額につながらないようにお願いしたい。

3 松本市学校給食センター運営委員会名簿

| 区 分 | 氏 名 | 役 職 名 |
|---------|--------|---------------|
| 学 校 長 | 大和 正秀 | 今井小学校長 |
| 学 校 長 | 武井 利博 | 清水中学校長 |
| 学 校 長 | 濱中 浩 | 高綱中学校長 |
| P T A関係 | 矢野 麻美 | 松本市P T A連合会会長 |
| P T A関係 | 伏木 めぐ美 | 四賀小P T A会長 |
| P T A関係 | 橋詰 正近 | 菅野小P T A会長 |
| P T A関係 | 奥原 真人 | 波田小P T A副会長 |
| P T A関係 | 古原 康司 | 梓川中P T A副会長 |
| P T A関係 | 楠田 美由紀 | 女鳥羽中P T A事務局 |
| 松本市保健所 | 小松 仁 | 松本市保健所長 |
| 学 校 医 | 小林 克彦 | 松本市医師会理事 |
| 学 校 医 | 百瀬 誠多 | 松本市歯科医師会理事 |
| 学校薬剤師 | 高田 弘子 | 松本薬剤師会理事 |
| 学識経験者 | 中嶋 恒子 | 前県学校栄養教諭 |

報告第 1 号

学校給食センターのアレルギー対応食における事故について

1 趣旨

梓川学校給食センターのアレルギー対応食において、食物アレルギーを起こす食材（以下、「アレルゲン」という。）を含んだ給食を提供する事故が発生したことに
ついて報告するものです。

2 事故の概要

(1) 発生日時

令和7年1月7日（火）午後1時30分頃

(2) 発生場所

松本市立梓川中学校

(3) 相手方

アレルギー対応食対象生徒1名

(4) 経過

ア 1月7日（火）生徒が帰宅後、唇の周りの腫れに気がついた母親が体調を聞いたところ「保健室には行かなかったが咳と鼻水が出て5時間目から気持ちが悪かった」と話があった。医療機関の受診はなし。

イ 翌8日（水）午前8時5分、梓川学校給食センターへ母親から「給食にアレルゲンのものがなかったか」と確認の電話があった。

ウ 同日、母親に第一報として謝罪の電話をいれ、発生原因の調査をすることを伝えた。

エ 学校長、教頭先生に状況説明を行った。

オ 献立と使用した食材を確認し、アレルゲンを含む食材が使用されていたことが判明

カ 学校給食課から調査した結果を保護者に説明し、謝罪

キ 1月9日（木）教頭先生に経過を説明

3 原因

(1) 献立作成時に使用食材のアレルゲンの有無を見落とし、原材料配合表を確認しなかった。

(2) 献立確定時にも原材料配合表を業者へ請求していなかった。

(3) アレルギー対応栄養士が、食材がアレルゲンを含むものであることを見落とし、除去することを失念していた。

4 再発防止対策

各センター担当者に注意喚起を行い、再発防止対策の徹底を図りました。

- (1) 使用する加工品の成分表は、使用の都度必ず取得する。
- (2) 使用食材一覧表及びアレルギー献立は、各センターで必ずダブルチェックを行う。
- (3) 検収時、商品情報（商品名、メーカー名等）を確認する。
- (4) 食材使用前、ラベルによる原材料を確認する。

5 今後の対応

次期開催の庁議及び市議会経済文教委員協議会に報告します。

<参考> アレルギー事故防止のための一般給食作成から提供までの手順
(梓川学校給食センター)

○2カ月前

① 献立作成

- ・食材を選択する際、アレルゲンの有無を確認した上で栄養計算ソフトに食材を入力
- ・一般給食及びアレルギー担当の栄養士で組合せ・アレルゲンの有無を確認（修正があった場合も確認）

② 献立確定

- ・加工食品原材料配合表を使用するものの初回時、業者へ請求
- ・取り寄せた配合表を元に、栄養計算ソフトの規格項目に内容量・商品名・メーカー名を入力
- ・献立検討会后、食材に変更が生じた場合必ず確認

○前月10日頃

① アレルギー明細献立表作成

- ・配合表と明細献立表を栄養士2名で確認
- ・確認後決裁 決済時事務職員確認

② 発注

- ・発注書に記載された規格と配合表が同じものであるか栄養士が確認

| | |
|----|---------|
| 担当 | 学校給食課 |
| 課長 | 百瀬 功三 |
| 電話 | 86-1130 |

学びに、遊びや体験を。

子どもが主人公 学都松本のシンカ